

○総務省告示第三十七号

無線従事者規則（平成二年郵政省令第十八号）第七条の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百七十三号（認定学校等の卒業者が無線従事者国家試験を受ける場合における試験の免除について定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年二月十九日

総務大臣 山本 早苗

第一級総合無線通信士の国家試験の無線工学の基礎及び英語の試験の免除について認定を受けた学校等	第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第三級総合無線通信士、第一級海上無線通信士又は第二級海上無線通信士	無線工学の基礎の試験 英語の試験
--	---	---------------------

第一級の国家試験の認定

第二項の表中

の国家試験	第三級海上無線通信士又は航空無線通信士の国家試験	英語の試験
国家試験	第二級陸上無線技術士の国家試験	無線工学の基礎の試験

を

第一級の国家の基礎の免除を受けた

総合無線通信士
試験の電気通信
験の免除について
を受けた学校等

第一級総合無線通信士、 第二級総合無線通信士、 第三級総合無線通信士、 第一級海上無線通信士、	電気通信術の試験
--	----------

第一級海上無線通信士の
国家試験の無線工学第

	第二級海上無線通信士、 第三級海上無線通信士又 は航空無線通信士の国家 試験	
総合無線通信士 試験の無線工学 及び英語の試験 について認定を 学校等	第一級総合無線通信士、 第二級総合無線通信士、 第三級総合無線通信士、 第一級海上無線通信士又 は第二級海上無線通信士 の国家試験	無線工学の基礎 の試験 英語の試験
	第三級海上無線通信士又 は航空無線通信士の国家 試験	英語の試験
	第二級陸上無線技術士の 国家試験	無線工学の基礎 の試験

に、

の基礎及び英語の試験 の免除について認定を 受けた学校等	の基礎及び英語の試験 の免除について認定を 受けた学校等
------------------------------------	------------------------------------

一級総合無線通信士、 二級総合無線通信士又 第二級陸上無線技術士 国家試験	無線工学の基礎 の試験
三級総合無線通信士、 一級海上無線通信士又 第二級海上無線通信士 国家試験	無線工学の基礎 の試験 英語の試験
三級海上無線通信士の 国家試験	英語の試験

を

第一級海上無線通信士 の国家試験の電気通信 術の試験の免除につい て認定を受けた学校等	第一級海上無線通信士 の国家試験の無線工学 の基礎及び英語の試験 の免除について認定を 受けた学校等
第一級海上無線通信士、 第二級海上無線通信士又 は第三級海上無線通信士 の国家試験	第一級総合無線通信士、 第二級総合無線通信士又 は第二級陸上無線技術士 の国家試験
第一級海上無線通信士、 第二級海上無線通信士又 は第三級海上無線通信士 の国家試験	第三級総合無線通信士、 第一級海上無線通信士又 は第二級海上無線通信士 の国家試験

電気通信術の試験

無線工学の基礎
の試験

無線工学の基礎
の試験
英語の試験

に改める。

第三級海上無線通信士の
国家試験

英語の試験